

特定非営利活動法人

アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

Asia Pacific Consortium of Gene and Cell Therapy

法人会員

入 会 御 依 頼 書



特定非営利活動法人 (NPO)
アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
Asia Pacific Consortium of Gene and Cell Therapy

法人会員 入会のご依頼について

謹 啓

新緑の候、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて今般、私どもは経済発展を遂げているアジア太平洋地域において、遺伝子治療・細胞治療等の分野における一層の進展を図るため、本コンソーシアム(特定非営利活動法人)を設立いたしました。これまで日本遺伝子細胞治療学会(平成27年度に日本遺伝治療学会より名称変更)は、アジア諸国の研究者を招いて当該学会においてアジアセッションを毎年開催しており、本コンソーシアム設立の基盤はすでに出来上がっております。平成27年度第21回年次学術集会において、本コンソーシアムの設立構想について日本遺伝子細胞治療学会理事長より提案があり、本年東京都よりその認証を受けて、本格的に始動することになりました。

当該分野は過去20年以上にわたって、多くの研究者・臨床家が遺伝性疾患や難治性腫瘍の治療法開発を目指して努力をしており、その一部は医薬品として市販されるに到っております。しかし、当該分野の進展は必ずしも広く一般の方々にも知られているとはいええず、また対象の多くは稀少疾患であることもあって、製薬企業の方々の参画も難しいことがありました。ところが、最近の当該分野の技術的進展は、標的疾患の治療可能性を拡げ、遺伝子細胞治療薬開発への期待は大きくなってきております。そこで、私どもは若い市場を有するアジア太平洋地域の研究者、企業の方々が参集し、基礎研究の発展をその成果を臨床現場に応用し、広く患者さんの期待に沿う医薬品、治療法の開発に関して、共同歩調を取る場の提供を提案したいと思います。本コンソーシアムは単なる研究の情報交換の場に留まらず、現在進行している臨床研究等に関して、患者さんやそのご家族にも容易にアクセスできる情報を提供し、新しい医学・医療の発展に寄与していきたいと考えております。そこで、当該分野のいろいろな方の参画を呼びかけ、柔らかな姿勢でヒトに優しい治療法の実現に向けてご協力をお願いしたく思っております。また、とりわけ重要なのが若い人材の育成です。アジア市場は進展しており、日本は若手研究者の教育に重点をおき、この進捗を取り込むことによって、将来への基盤を形成する必要があります。

本コンソーシアムは設立にあたり、別紙のように日本遺伝子細胞治療学会の方々やベンチャー企業の方にご協力を戴いております。また韓国から Chae-Ok Yun 教授、中国から Huang Wenlin (黄文林) 教授に参加戴いており、豪州では Paul Gregorevic 教授にもご協力を戴いております。そのほかにも、これまで培ったアジア太平洋地域の先生方を中心に広くネットワークを広げていくつもりです。本コンソーシアムは特定非営利活動法人であります

が、なにぶんにもスタートしたばかりであり、資金面でも何かと不足しておる状況です。もちろん理事等本法人関係者は無償で本活動に貢献いたしますが、活動の幅を広げていく上においても、ご支援を賜りたく存じます。貴社におかれましては出費多端の折かとは存じますが、今後の遺伝子細胞治療の発展に是非ともご理解ご支援賜りたく、本法人会員へのご入会をご検討の上、ご高配のほど何卒よろしく御願い申し上げます。

末筆にあたり、御社の益々のご繁栄を祈念致します。

敬 白

平成 28 年 6 月 吉日

アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
理事長 高橋雅夫



理事一同（50 音順）

青木一教（国立がん研究センター）
浅井克仁（（株）遺伝子治療研究所）
金田安史（大阪大学）
公文裕巳（岡山大学、新見公立大学）
田川雅敏（千葉県がんセンター）
玉井克人（大阪大学）
Chae-Ok Yun（韓国 漢陽大学）
黄 文林（中国 中山大学）
原 宗（（株）原ビルディング）

アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム 概要

1. 組織

理事長

高橋雅夫（株式会社ハイマート 代表取締役社長）

理事（50 音順）

青木一教（国立がん研究センター研究所 分子細胞治療研究分野 分野長）

浅井克仁（株式会社遺伝子治療研究所 代表取締役社長）

金田安史（大阪大学大学院医学系研究科 ゲノム生物学講座 遺伝子治療学分野 教授、
日本遺伝子細胞治療学会 理事長）

公文裕巳（新見公立大学・短期大学 理事長・学長、岡山大学ナノバイオ標的医療イノベーションセンター長、岡山大学名誉教授）

田川雅敏（千葉県がんセンター がん治療開発グループ 部長、千葉大学大学院医学研究
院 分子腫瘍生物学 客員教授、副理事長）

玉井克人（大阪大学大学院医学系研究科 再生誘導寄附講座 教授）

Chae-Ok Yun（Professor, Department of Bioengineering, College of Engineering, Hanyang
University, Korea）

黄文林（中山大学肿瘤防治中心教授、中山大学肿瘤医院肿瘤外科、主任医师、教授、中
国）

原宗（原ビルディング株式会社顧問、社団法人東京ビルディング協会特別会員）

監事

渡邊寛治（株式会社アオテアロア 総務部長）

2. 設立趣意書と定款

別添

3. 平成28および29年度事業計画書

別添

4. 平成28および29年度活動予算書

別添

5. ホームページ

<http://www.apcgct.org/>

6. 東京都の認証

別添

特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
法人会員申込書

申込日 年 月 日

特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアムの法人賛助会員にお申
いたします。

企業・施設名 : _____

代表者名 : _____

住所 : 〒 _____

TEL : _____ FAX _____

ご希望 URL : <http://> _____

ご担当者 部署名 _____

ご担当者 お名前 _____

(ふりがな) _____

電子 mail: _____

法人会費（年額） : 100,000 円（一口）

会計年度：自・各年 4 月 1 日～至・翌年 3 月 31 日迄。

※但し、入会月により次年度のご請求はご入会月から起算して、入会月を含む 12 ヶ月後より適用されます。

※ 法人賛助会員のお申込みは、本申込書に必要事項をご記入の上、下記事務局宛に FAX か電子メールをお送りください。事務局にてお申し込み確認後、折り返しご連絡させていただきます。

※ 法人会員名は本コンソーシアムのホームページ・トップページ上にバナーとリンクを掲載させて戴きます。なお、複数口申し込まれた場合は、ご希望のよいホームページ上のバナーサイズを大きく、あるいは複数掲載させて戴きます。臨床研究・臨床試験等の記事などを歓迎いたしますし、販売促進に繋がるようなものでも、患者さまの QOL の向上に繋がれば、掲載いたします。

事務局

〒103-0027 東京都中央区日本橋一丁目 2 1 番 3 号ハイマートビル

電話： 03-5255-3188

FAX： 03-5255-3188

電子メール： info@apcgct.org

**特定非営利活動団体 アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
設立趣意書**

遺伝子治療が人間の疾患の新たな治療法として臨床研究が開始されてから、25年が経過しております。この間、悪性腫瘍、神経疾患、小児遺伝性疾患などを対象に、当該治療による数多くの臨床研究が実施されてきました。その過程で多くの問題点が明らかになり、遺伝子治療は基礎医学と臨床医学の間を揺れ動き、その進歩は決して平坦な道ではありませんでした。しかし、これらの問題点は当該分野に関わる多くの医学研究者の真摯な努力によって、改善が図られてきており、新しい知見や技術を取り込むことによって、最近は新たに医薬品として認められるに至っております。輝かしい成果と挫折を繰り返してきた医学の他の分野と同様に、遺伝子治療も今日、また新しいスタートラインに立っていると言えます。遺伝子治療は、開かれた学問であり、周辺領域の学問の進歩と無縁ではありません。たとえば細胞治療と遺伝子治療を厳密に区別することは、医学上なんらの意味を持ちえません。本来医学研究とはそうあるべきもので、遺伝子治療もその例外ではなく、医学領域を超えて工学・IT技術の進歩とともに、新しい展開を目指しております。

日本遺伝子細胞治療学会は、早くからこの潮流に着目し、世界の当該学会のなかでも最も歴史ある学会の一つで、常に最先端の地位を占めてきました。一方で、アジア・オセアニア地域をはじめ、欧米各諸国と学術交流に努めてきております。今般、これまでの国際交流をもとに、アジア・オセアニア地域の研究者らと共にコンソーシアムを形成し、遺伝子細胞治療のさらなる普及と発展を進めていくことにいたしました。米国には American Society of Gene and Cell Therapy があり、欧州には各国の遺伝子細胞治療学会のほかに、European Society of Gene and Cell Therapy がありますが、多くの人口を抱え、著しい経済発展を遂げている若いアジアには、これに相当するものがないのがその理由であります。本法人は、このアジア・オセアニア地域における遺伝子細胞治療の発展に資する学会設立に向けてのもので、同地域の遺伝子細胞治療の学問的進歩を図り、各国との学術交流を実施し、若い研究者の育成を担い、一般の方々や患者の皆様への広報活動などを通じて、新しい治療分野である遺伝子細胞治療の進展を目的とするものです。また将来の国際共同治験を円滑に進め、遺伝子細胞治療製品の普及を図るため、各国の遺伝子細胞治療に関連する規制についても検討し、課題解決に向けた活動の展開も視野に入れております。

私どもの趣旨にご理解とご賛同をいただき、広くご協力とご支援をお願いする次第です。

2015 年 11 月 4 日

設立代表者

住所 〒130-0002

東京都墨田区業平二丁目 15 番 4 号

氏名 高橋 雅夫



特定非営利活動法人

アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

Asia Pacific Consortium of Gene and Cell Therapy

定 款

第1章 総 則

（ 名 称 ）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
といい、英語名を Asia Pacific Consortium of Gene and Cell Therapy という。

（ 事務所 ）

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区日本橋一丁目21番3号ハイマートビル
に置く。

（ 目 的 ）

第3条 この法人は、アジア・オセアニア地域における遺伝子細胞治療の発展に資する
学会設立に向けて、同地域の遺伝子細胞治療の学問的進捗を図り、各国との学術
交流を実施し、若い研究者の育成を担い、一般の方々や患者の方への広報活動な
どを通じて、新しい治療分野である遺伝子細胞治療の進展を目的とする。

また、遺伝子細胞治療に関する医薬品の普及を図るため、各国の遺伝子細胞治
療に関連する規制等を考慮し、国際共同臨床研究を円滑に進めるための活動を展
開する。

（ 特定非営利活動の種類 ）

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 科学技術の振興を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
の活動

（ 事業の種類 ）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、特定非営利活動に係る事業として
次の事業を行う。

(1) 遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業

- ① アジア・オセアニア地域を中心とする医学研究者による研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業
- ② 若い医学研究者等を対象に当該教育に関わる事業
- ③ 遺伝子細胞治療等の実用化に関わる共同研究の推進と広報・宣伝・コンサルティングに関する事業
- ④ 患者等の方々を対象に遺伝子細胞治療等の情報発信に関わる事業
- ⑤ 欧米地域の当該学会との連携に関わる事業

(2) 国際共同臨床研究の進捗に関わる事業

- ① アジア・オセアニア各国の法的規制等に関する研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業
- ② 製薬会社やバイオベンチャー企業との共同治験の推進に関する事業
- ③ 医師主導の臨床研究等の推進に関わる事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をした時。
- (2) 本人が死亡あるいは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した時。
- (3) 除名された時。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（ 除 名 ）

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを除名することができる。

(1) この定款に違反した時。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をした時。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（ 会費の不返還 ）

第 12 条 既に納入した会費は、返還しない。

第 3 章 役 員

（ 種別及び定数 ）

第 13 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 人以上 12 人以内

(2) 監事 1 人以上 2 人以内

2 理事の内 1 人を理事長、1 人以上 2 人以内を副理事長とする。

（ 選任等 ）

第 14 条 理事は理事会、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれる事になってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（ 職 務 ）

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べることを。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事の内、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第 18 条 理事が次の各号の一に該当する場合には理事会の議決により、これを解任することができる。また監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会 議

(種 別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 監事の選任又は解任、役員の職務及び報酬
- (6) 資産の管理の方法

- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条においても同じ）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) その他運営に関する重要事項

（ 総会の開催 ）

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした時。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があった時。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集する時。

（ 総会の招集 ）

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

（ 総会の議長 ）

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（ 総会の定足数 ）

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事はない。

（ 総会の議決 ）

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、出席者総数の2分の1以上の議決により、事前に通知しない事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（ 総会での表決権等 ）

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（ 総会の議事録 ）

第 29 条 総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

（ 理事会の構成 ）

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

（ 理事会の権能 ）

第 31 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（ 理事会の開催 ）

第 32 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

（ 理事会の招集 ）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があった時は、その日から 1 4 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（ 理事会の議長 ）

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（ 理事会の議決 ）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（ 理事会の表決権等 ）

第 36 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（ 理事会の議事録 ）

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資 産

（ 構 成 ）

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会 費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（ 区 分 ）

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（ 管 理 ）

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

（ 会計の原則 ）

第 41 条 この法人の会計は法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（ 会計区分 ）

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

（ 事業年度 ）

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（ 事業計画及び予算 ）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（ 暫定予算 ）

第 45 条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（ 予算の追加及び更正 ）

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（ 事業報告及び決算 ）

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

（ 臨機の措置 ）

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする時は、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

（ 定款の変更 ）

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（ 解 散 ）

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散する時は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散する時は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く)した時に残存する財産は、法第11条第3項に掲げるものの内、総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとする時は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。
理事長 高橋 雅夫
副理事長 田川 雅敏
理 事 公文 裕巳、金田 安史、玉井 克人、青木 一教、Chae-Ok Yun、原 宗、
 浅井 克仁、
監 事 渡邊 寛治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
年会費 賛助会員（個人）5,000 円 （団体）100,000 円
ただし、正会員の年会費は、0 円とする。

当法人の定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
理事長 高橋 雅夫

平成 28 年度事業計画書

成立日から平成 29 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

1 事業実施の方針

平成 28 年度は日本遺伝子細胞治療学会開催日に合わせて、当該コンソーシアムの国際シンポジウムを開催し、アジア・オセアニア地域より約 5 名の講演者を招待し、学術発表ならびに研究討論会を実施する。また、同学会に参加する日本を含めたアジア・オセアニア地域より大学院生を中心に、優れた研究発表を行うものを事前に選抜し、当該選抜者の同学会参加費の一部を負担する。上記コンソーシアム開催時にアジア各国の医薬品規制の法的制度についての講演会を予定している。再生医療をふくめて広く臨床研究・臨床治験の動向・実施状況について、インターネットを通じた情報発信、また具体的な臨床開発に関する助言、医療相談について、製薬企業ならびに患者団体を対象にこれを実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	アジア・オセアニア地域を中心とする医学研究者による研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業	平成 28 年 7 月 30 日	虎ノ門ヒルズ 5 階	3 名	日本および外国の医学研究者・学生・合計約 300 名程度	1,900
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	若い医学研究者等を対象に当該教育に関わる事業（上記研究会・国際シンポジウムに参加する大学院生等に対して参加費用を負担する。）	平成 28 年 7 月 30 日	虎ノ門ヒルズ 5 階	1 名	日本および外国の医学系大学院生等・合計約 15 名程度	75

遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	遺伝子細胞治療等の実用化に関わる共同研究の推進と広報・宣伝・コンサルティングに関する事業（遺伝子細胞治療等の実用化を目指す製薬会社やバイオベンチャー企業に対して、その臨床応用に関するコンサルティング業務を行う。また当該会社の広報事業の支援活動を行う。）	随時実施	法人事務所	2名程度	製薬会社やバイオベンチャー企業・年間数社程度	50
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	患者等の方々を対象に遺伝子細胞治療等の情報発信に関わる事業（再生医療・遺伝子細胞治療の現状・最新情報・臨床試験について情報発信を行う。また上記治療や高齢者医療等に興味を有する方を対象に、講演会事業を実施し、健康維持増進等に関する医療相談・医療施設の紹介を実施する。）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設し、インターネット上で相談等を受け付ける。また法人事務所および適切な外部会場で講演会等を実施。	4名	当該言語を理解し、遺伝子細胞治療等左記の挙げた医療に関心を有する患者ならびにその家族あるいは一般市民・対象は特に限定されない。	600

遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	欧米地域の当該学会との連携に関わる事業（アメリカ遺伝子細胞治療学会、欧州遺伝子細胞治療学会のホームページと相互にリンクし、当該地域の最新の情報を発信する。また、日本遺伝子細胞治療学会と上記当該欧米学会との連携に関わるホームページの管理・維持の一部を行う）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設	4 名	遺伝子細胞治療等に関心を有する各国の医師、研究者あるいは患者団体・受益者は不特定多数	100
国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	アジア・オセアニア各国の法的規制等に関する研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業	平成 28 年 7 月 30 日前後の半日	虎ノ門ヒルズ 4 階あるいは 5 階	4 名	日本およびアジア・オセアニア地域の規制科学の専門家・研究者 50 名	800
国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	製薬会社やバイオベンチャー企業との共同治験の推進に関する事業（ホームページを通じた各製薬会社等の治験情報の発信）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設	4 名	当該言語を理解し、臨床研究、治験に関心を有する患者ならびにその家族あるいは一般市民対象は特に限定されない。	100

国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	医師主導の臨床研究等の推進に関わる事業（医師主導臨床研究・臨床試験等の実施にあたりコンサルティング業務、および現地の法人・医療機関とのマッチング業務）	常時実施	法人事務所	2名程度	製薬会社やバイオベンチャー企業・年間数社程度	50
-------------------	---	------	-------	------	------------------------	----

平成 29 年度事業計画書

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

1 事業実施の方針

平成 29 年度は当該コンソーシアムの国際シンポジウムを中国広東省広州市で開催する（現地オーガナイザーは中山大学・黄文林教授）。アジア・オセアニア地域より日本人を除く約 4 名の講演者を招待し、当該領域の学術発表ならびに研究討論会を実施する。この時、同学会に参加する日本を含めたアジア・オセアニア地域よりの大学院生を中心に、優れた研究発表を行うものを事前に選抜し、当該選抜者の同学会参加費の一部を負担する。さらに、上記コンソーシアム開催時に中国の医薬品規制の法的制度についての講演会を予定している。再生医療をふくめて広く臨床研究・臨床治験の動向・実施状況について、インターネットを通じた情報発信、また具体的な臨床開発に関する助言、医療相談について、製薬企業ならびに患者団体を対象にこれを実施する。

2 事業の実施に関する事項

（1）特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額（千円）
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	アジア・オセアニア地域を中心とする医学研究者による研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業	平成 29 年 7 月頃（日時は未定）	中国広東省広州市（詳細な場所は未定）	5 名	日本および外国の医学研究者・学生合計 250 名程度	1,400
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	若い医学研究者等を対象に当該教育に関わる事業（上記研究会・国際シンポジウムに参加する大学院生等に対して参加費用を負担する。）	平成 29 年 7 月頃（日時は未定）	中国広東省広州市（詳細な場所は未定）	3 名	日本および外国の医学系大学院生等・合計約 15 名程度	75

遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	遺伝子細胞治療等の実用化に関わる共同研究の推進と広報・宣伝・コンサルティングに関する事業（遺伝子細胞治療等の実用化を目指す製薬会社やバイオベンチャー企業に対して、その臨床応用に関するコンサルティング業務を行う。また当該会社の広報事業の支援活動を行う。）	随時実施	法人事務所	2名程度	製薬会社やバイオベンチャー企業・年間数社程度	50
遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	患者等の方々を対象に遺伝子細胞治療等の情報発信に関わる事業（再生医療・遺伝子細胞治療の現状・最新情報・臨床試験について情報発信を行う。また上記治療や高齢者医療等に興味を有する方を対象に、講演会事業を実施し、健康維持増進等に関する医療相談・医療施設の紹介を実施する。）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設し、インターネット上で相談等を受け付ける。また法人事務所および適切な外部会場で講演会を実施。	4名	当該言語を理解し、遺伝子細胞治療等左記の挙げた医療に関心を有する患者ならびにその家族あるいは一般市民・対象は特に限定されない。	600

遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	欧米地域の当該学会との連携に関わる事業（アメリカ遺伝子細胞治療学会、欧州遺伝子細胞治療学会のホームページと相互にリンクし、当該地域の最新の情報を発信する。また、日本遺伝子細胞治療学会と上記当該欧米学会との連携に関わるホームページの管理・維持の一部を行う）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設	4 名	遺伝子細胞治療等に関心を有する各国の医師、研究者あるいは患者団体・受益者は不特定多数	300
国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	アジア・オセアニア各国の法的規制等に関する研究会・国際シンポジウムの開催・運営に関する事業	平成 29 年 7 月頃（日時は未定）	中国広東省広州市（詳細な場所は未定）	4 名	日本およびアジア・オセアニア地域の規制科学の専門家・研究者 合計約 70 名程度	800
国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	製薬会社やバイオベンチャー企業との共同治験の推進に関する事業（ホームページを通じた各製薬会社等の治験情報の発信）	常時実施	インターネット上に英語・日本語・中国語・タイ語でホームページを開設	4 名	当該言語を理解し、臨床研究、治験に関心を有する患者ならびにその家族あるいは一般市民 対象は特に限定されない。	100

国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	医師主導の臨床研究等の推進に関わる事業（医師主導臨床研究・臨床試験等の実施にあたりコンサルティング業務、および現地の法人・医療機関とのマッチング業務）	常時実施	法人事務所	2名程度	製薬会社やバイオベンチャー企業・年間数社程度	50
-------------------	---	------	-------	------	------------------------	----

平成 28 年度 活動予算書
 成立日から平成29年3月31日まで

特定非営利活動法人 アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
 (単位：円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	0			
賛助会員受取会費	3,500,000	3,500,000		
2. 受取寄附金				
受取寄附金	0			
施設等受入評価益	100,000	100,000		
3. 受取助成金等				
受取補助金	0	0		
4. 事業収益				
(1) 遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	800,000			
(2) 国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	450,000	1,250,000		
5. その他収益				
受取利息	1,000	1,000		
経常収益計				4,851,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	400,000			
退職給付費用	0			
福利厚生費	0			
人件費計	400,000			
(2) その他経費				
会議費	2,350,000			
旅費交通費	200,000			
施設等評価費用	100,000			
減価償却費	0			
印刷製本費	100,000			
広告、HP作成費	525,000			
その他経費計	3,275,000			
事業費計			3,675,000	
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	0			
給料手当	240,000			
退職給付費用	0			
福利厚生費	50,000			
人件費計	290,000			
(2) その他の経費				
消耗品費	100,000			
水道光熱費	50,000			
通信運搬費	150,000			
地代家賃	360,000			
旅費交通費	50,000			
減価償却費	50,000			
その他経費計	760,000			
管理費計			1,050,000	
経常費用計				4,725,000
当期経常増減額				126,000
III 経常外収益				

經常外収益計	0	0	0
IV 經常外費用			
經常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			126,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			56,000

平成 29 年度 活動予算書

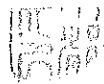
平成29年4月 1 日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人 アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム

(単位：円)

科 目		金 額		
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	0			
賛助会員受取会費	4,000,000	4,000,000		
2. 受取寄附金				
受取寄附金	700,000			
施設等受入評価益	100,000	800,000		
3. 受取助成金等				
受取補助金	0	0		
4. 事業収益				
(1) 遺伝子細胞治療等の発展に関わる事業	550,000			
(2) 国際共同臨床研究の進捗に関わる事業	250,000	800,000		
5. その他収益				
受取利息	1,000	1,000		
経常収益計				5,601,000
II 経常費用				
1 事業費				
(1) 人件費				
給料手当	400,000			
退職給付費用	0			
福利厚生費	0			
人件費計	400,000			
(2) その他経費				
会議費	2,000,000			
旅費交通費	200,000			
施設等評価費用	100,000			
減価償却費	0			
印刷製本費	100,000			
広告、HP作成費	575,000			
その他経費計	2,975,000			
事業費計		3,375,000		
2 管理費				
(1) 人件費				
役員報酬	0			
給料手当	300,000			
退職給付費用	0			
福利厚生費	100,000			
人件費計	400,000			
(2) その他の経費				
消耗品費	150,000			
水道光熱費	70,000			
通信運搬費	100,000			
地代家賃	360,000			
旅費交通費	500,000			
減価償却費	500,000			
その他経費計	1,680,000			
管理費計		2,080,000		
経常費用計				5,455,000
当期経常増減額				146,000
III 経常外収益				

經常外収益計	0	0	0
IV 經常外費用			
經常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			146,000
法人税、住民税及び事業税			70,000
前期繰越正味財産額			56,000
次期繰越正味財産額			132,000



27生都地特第2003号
平成28年4月4日

認 証 書

住 所 東京都墨田区業平二丁目15番4号 高橋ビル

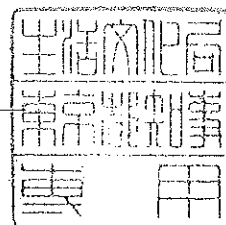
氏 名 高橋 雅夫

平成27年12月25日付けで申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立については、
特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事

舛添 要一

記



- 1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アジア太平洋遺伝子細胞治療コンソーシアム
- 2 代表者の氏名
高橋 雅夫
- 3 主たる事務所の所在地
東京都中央区日本橋一丁目21番3号 ハイマートビル